



10月から、神奈川県子ども子育て支援推進条例が施行

「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川県をめざして

長い間人口の増加が続いている本県では、経済的にも文化的にも活力と魅力に富み、少子化や人口減少についての実感を持ちにくい状況があります。

しかし、一方で、子どもや子育て家庭をめぐる問題が顕在化・深刻化しています。

そこで、子どもの安全な生活が確保され、子どもが健やかに生まれ、育つことができ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図るため、神奈川県子ども子育て支援推進条例を制定しました。

〈条例の基本的考え方〉

子ども・子育て支援の推進にあたっての基本理念を定めています。

- ①子どもの人権の尊重と、子どもが権利の主体として自己を敬愛し、自主及び自立の精神を養い、学習体験等を通じて人格を形成すること
- ②結婚、出産及び子育てに関する個

人の価値観を尊重すること

- ③父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重すること
- ④子どもを生み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができ

社会の実現の重要性を十分に認識し、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、協力して推進すること

〈子ども・子育て支援のための県の取組み〉

県として取り組んでいくことを定めています。

○子どもに対する支援

- ・生命の尊厳等についての教育の充実
- ・子どもの安全な生活等を確保するための支援

いじめ、虐待等による子どもの人権侵害の予防措置

・養護を必要とする子どもの福祉の充実等

○子育て家庭に対する支援

- ・子育ての負担軽減を図るための支援
- ・職業生活と家庭生活の両立のための措置

○事業者、子ども・子育て支援機関等の取組みの促進

- ・子育て支援（仕事と子育ての両立支援や働き方の見直し等）の取組みについて、基準に適合する事業者の認証等

・県の事業実施にあたっての子ども・子育て支援を行っている事業者への優先的な取扱い等の配慮

- ・事業者、子ども・子育て支援機関等に対する情報提供や助言、研修等の支援

○取組みの推進のために

- ・子ども・子育て支援の推進に寄与した団体や個人の表彰
- ・かながわ子ども・子育て支援月間（8月、実施は20年度から）

・子ども・子育て支援に関する報告書の作成・公表

・県の子ども・子育て支援に関する施策に対する県民意見の反映

☆ ☆ ☆

本県の子ども・子育て支援の推進のためには、事業者や県民等の皆さんと県が力を合わせて取り組むことが必要です。子どもと子育て中の県民が生き生きと輝き、持続可能で活力ある地域社会づくりのためにご協力をお願いします。

【問合せ先】 ☎045-1210-4666

（県保健福祉部子ども家庭課）